

令和5年7月24日

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金
交付申請書提出予定の皆様へ

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金は、交付申請書の提出をご検討されている皆様におかれましては、予め下記内容をご確認・ご理解の上申請書の提出を願います。

記

○取得財産処分の制限及び管理について

本補助金は、国・県の予算を財源としており、補助対象事業者は補助事業により取得した財産は善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用をしなければなりません。（高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第7条参照）

取得した財産を補助事業以外の用途に使用した場合は補助金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。（高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第12条参照）

補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の取得財産は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分について制限され、高知県知事の承認を受けた後でなければ処分できません。（高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱第11条参照）

特に事業所の移転や廃業に際し、50万円以上の取得財産を処分する場合は事前に承認を受ける必要がありますので注意してください。